

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 5 月 11 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25380056

研究課題名(和文)複合取引の抵触法的研究

研究課題名(英文)Verbunden Verträge und Internationalen Privatrecht

研究代表者

嶋 拓哉 (SHIMA, TAKUYA)

北海道大学・法学研究科・教授

研究者番号：80377613

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：複合取引の準拠法決定のあり方について、ドイツにおける通説的理解と近時の有力説の概要を取り纏め、両者の対比を通じて、あるべき抵触法準則を検討した。特に複合取引の典型例として、第三者与信販売取引とファイナンス・リース取引を採り上げたが、通説的理解が飽くまでも契約毎に準拠法を指定するのに対して、近時の有力説は複合取引の経済的一体性を根拠に、取引を構成する複数の契約を一括して単一の準拠法に委ねるという立場を採ることを明らかにした。もっとも、後者の見解は契約の結合という新しい現象の特殊性に着目したものであり新規性に富むが、ローマ規則の条文構成等を踏まえると、解釈論として採用しがたいとの結論に至った。

研究成果の概要(英文)：The research project puts an focus on this academic problem: what is the justifiable applicable law rule regarding the "verbunden Verträge"? Dominant opinion in Germany fixes separately an applicable law as to each contract, even when it is included in the "verbunden Verträge". On the other hand, recently advocated opinion shares that only one applicable law should be decided as to the whole "verbunden Verträge" because of their economic unitarity, and then contracts included in the "Verbunden Verträge" have the same applicable law. The latter opinion has its novelty in directing its attention to new phenomenon, contracts' union, but it should not be adopted as an interpretation of the Rome I regulation, because it could be contradictory to the provisions of this regulation.

研究分野：法学

キーワード：国際法学 国際私法 複合取引 準拠法 第三者与信販売取引 ファイナンス・リース取引

## 1. 研究開始当初の背景

(1) わが国では、実質法領域において複合取引に関する研究蓄積が比較的存在する(瀬川信久・平成18年度基盤研究(B)「複合取引の法規制」等)ほか、抵触法領域でも、担保取引・保険契約に代表される伝統的類型について裁判例および学説の蓄積がある(櫻田嘉章=道垣内正人編『国際私法判例百選 第2版』29事件・48事件, 澤木敬郎=舩場準一編『国際私法の争点[新版]』118頁等)。また、運送証券・信用状の準拠法に関しても学説上議論の蓄積がある(前掲『国際私法の争点[新版]』116, 134頁)。しかしながら、新たな取引類型を巡っては、抵触法上の観点からの研究成果が未だ僅少であり、かつ断片的なものに止まる(証券化に関して石黒一憲編『国際金融倒産』370頁, 仲介業者を利用した投資取引に関して嶋拓哉・北大法学論集61巻6号388頁がある)。他方で、海外(英米・欧州)に目を向けると、伝統的な複合取引に関して相当な研究蓄積や裁判例がある(G. Kegel, Die Bankgeschäfte im deutschen internationalen Privatrecht, Gedächtnisschrift für R. Schmidt, 1966等)。また近時、ドイツでは、渉外的な複合取引を巡って、新たな取引実務の動向を反映した裁判例が複数示されている(RIW 2010, 391; WM 2010, 1590)ほか、英国・ドイツでは、抵触法上の先行業績が一部公表されるに至っている(C. Proctor, The Law and Practice of International Banking, 2010; R. Wagner/K. Gess, NJW 2009, 3481等)。

(2) 応募者はこれまで実質法および抵触法の観点から国際金融取引を多角的に研究してきたが、その過程において、当事者がリスク分散を図る目的で取引活動を複合化させる傾向が強いことを意識するようになり、抵触法上の分析に当たっても、取引の複合化という現象に着目して、その準拠法を検討することの重要性を強く認識するに至った。複合取引は、担保取引、保証契約等の形で従来より活用されてきたが、近時では、リース取引、証券化による資産流動化、クレジットカードを用いた割賦販売、投資取引における仲介業者の活用等に代表されるように、新たな取引形態が出現し多様化しているのが現状である。こうした複合取引については、これを構成する個々の取引に細分化したうえで、各構成単位について個別に抵触法的処理を行えばよいとの考え方があり得、実際には、かかる処理により抵触法上の結果妥当性を確保し得る事案も比較的多いと思われる(例えば、担保物権と被担保債権の準拠法決定はその典型例である)。しかしながら、複合取引の構成要素となっている個々の取引は多層構造の中で相互に強い関連性を有しており、複合取引に関与した当事者総てに一括して国際裁判管轄権を行使したり、準拠法の決定において複数の構成単位を一纏めにして性質

決定を行うのが妥当な場合も存在する。また、特に準拠法の決定に際しては、事案の細分化に伴う調整問題の発生を考慮する必要もあると考えられる。従って、複合取引の拡大という近時の現象は、実質法に止まらず、抵触法の観点からも検証されるべき法的事象であり、かつ伝統的な抵触法上の処理では十分対処しきれない側面を有する。かかる理由に基づき、本研究の実施を着想するに至った次第である。

## 2. 研究の目的

(1) こうした中、本研究は、伝統的な複合取引に関する国内外の研究成果や裁判例を網羅し、その抵触法的分析に関して基本的な知見・見解を得るほか、新類型の複合取引について、僅少な海外の先行業績等を踏まえて、準拠法に関する分析を行うことを目的とする。特に後者の取引類型では、契約、不法行為、担保等の要素が含まれ、準拠法への送致範囲の画定に当たって、これら構成要素が複雑に絡み合っている。本研究では、新類型の複合取引について、その多層的構造に着目し抵触法上の分析を行うことで、わが国抵触法解釈論の一層の充実を図ることを展望する。

(2) なお、本研究の目的に関して、特徴点を挙げると、以下の3点に集約可能である。

複合取引に関する抵触法上の分析では従来、伝統的類型に議論が集中してきたが、本研究では、これら伝統的類型も研究対象に含めるものの、あくまで近時の新類型を研究の中心的題材に据えること。

新類型の複合取引では、契約、不法行為、担保等の構成要素が複雑に交錯しているが、本研究により、その抵触法的構造が明確になるほか、複合取引特有の現象に分析を加えることにより、わが国抵触法解釈論の一層の充実をもたらす可能性があること。

現在の取引社会においてはむしろ複合取引が主流であるが、かかる複合取引に抵触法的視点から分析を加えることに、国際取引の主体が抱える実務的諸問題について一定の方向性を提示するという、実践的・現実的な意義を見出し得ること。

## 3. 研究の方法

(1) 研究期間の前半は、伝統的な複合取引のうち、担保取引・保険契約について国際裁判管轄および準拠法を巡る議論を精査・分析するほか、船荷証券等運送証券の準拠法について議論の整理・展開を図った。他方で研究期間の後半では、新類型の複合取引について、海外の先行業績・裁判例、ローマ規則に代表される近時立法例を踏まえて、準拠法の検討を行った。

(2) 研究の具体的方法に関しては、次の3点に即した。

複合取引の抵触法的分析に関する書籍・論

文、裁判例について、国内外を問わず、網羅的に収集のうえ、諸見解の比較を行い体系的把握に努めること。特に、海外の文献に関しては、IPRax, RIW, NJW, WM 等の掲載論文に重点を置き、解説を行うこと。

またその過程においては、近時のわが国通則法制定および民訴法改正の趣旨を踏まえることを要するほか、ローマ・規則の立法内容、およびドイツ・スイス国際私法の改正内容を参照する必要があるため、これら制定法に関する体系書およびコンメンタールの収集を行い、その解説に努めること。

必要に応じて、国内外の新規立法・法改正の概要を把握するために、立法等に関する第一次資料の収集を行うこと。

#### 4. 研究成果

##### (1) 伝統的な複合取引の準拠法

本研究ではまず、伝統的な複合取引の代表例として、保険契約と運送証券を挙げて、これらを巡る法適用関係を検証した。

前者に関連して、保険代位の準拠法を巡り裁判例、学説の中で対立がある。即ち、有力説は、代位の成否及び当事者間の契約の効力の問題について保険契約の準拠法に拠り、債務者その他第三者に対する効力の問題について代位対象債権の準拠法に拠るが、通説・裁判例は、これら問題を分けず一律保険契約の準拠法に拠るとの立場を採る。私見では、債務者保護の要請があることや、性質決定を国際私法独自の立場から行うべきこと等を理由に、近時の有力説が適当であるとの結論を得た（雑誌論文）。

また後者に関連して、一般に物権準拠法は目的物所在地法である（法の適用に関する通則法 13 条）が、たとい目的物について運送証券が発行されている場合であっても、証券所在地法に拠るべきではなく、飽くまで目的物所在地法に拠るとの結論を変更する必要はないとの結論を得た（雑誌論文）。この点、比較法的に見れば、運送中の物につき物権準拠法を決するに当たっては、スイスでは明文の規定を以て、限定的ながら当事者自治の原則を導入しているほか、ドイツでも解釈論として、当事者自治の原則の導入を提唱する見解も少なからず存在する。しかしながら、わが国においては、法の適用に関する 13 条と不文の回避条項を活用することで、個別事案に妥当な準拠法を導き出すことは可能であり、当事者自治の原則を導入する必要性に乏しい。また、口座振替機関が保有する債券等を念頭におけば、証券決済と資金決済が表裏一体の関係にある中で、資金決済のために担保証券を処分するといった緊急事態においては、担保証券の処分につき保有者毎に準拠法が異なるとすれば、保有者を問わず一律に単一の準拠法により処分する場合に比べて、法的不確実性が増す惧れがある。証券決済と資金決済の複合化という現状を踏まえて、ファイナリティの確保という政策的な観

点から、物権準拠法への当事者自原則の導入については、慎重な検討を要すると結論付けた。

##### (2) 新たな複合取引の準拠法

本研究では、新たな複合取引の代表例として、第三者与信販売取引とファイナンス・リース取引を挙げて、これらを巡る法適用関係を検討した。この問題については、先述(1.)のとおり、わが国では先行研究が存在せず、専ら海外の文献に頼ることとなったが、これら海外における先行研究も然程の蓄積があるわけではなく、研究の遂行には困難を極めた。それだけに、本研究の最終報告として、ある程度纏まった形で成果を公表できることは、今後の抵触法領域における本論点の基礎的研究を提供するものとして、積極的に位置付けることができよう。

まず、ドイツの通説的理解は、たとい複数の契約が共通の経済的目的に基づき複合取引を構成する場合であっても、これら契約一本一本に着目して、個別に準拠法を決定すべきとの立場を維持する。これは単一の契約がそのみで取引を構成している場合と比べても、考え方の基本に何らの変更も生じないとする。より詳細に説明すれば、当事者間で主観的法選択がある場合には、ローマ規則 3 条 1 項に基づきその選択された法が準拠法とされる。この場合に複合取引が消費者契約に該当する場合には、ローマ規則 6 条 2 項およびドイツ国際私法 46b 条の規定が、当事者自治の原則を外在的に制約することも、通常の単独契約の場合と何ら変わらない。また、当事者間で主観的法選択がない場合には、ローマ規則 4 条に沿って客観的連結がなされると考えられている。

但し、複合取引においては、構成される単一の経済メカニズム内部で生じる特殊な問題 - 結合関係にある複数の契約に跨がる法的問題（ファイナンス・リース取引を例に採れば、ユーザーからサプライヤーに対する直接請求の問題がこれに該当する）が存在する。通説的理解には、こうした特殊な問題が生じる都度、問題毎に利害状況を総合的に考慮し準拠法を決定していくという姿勢が看取される。

このように結合関係にある複数の契約に跨がる法律問題は謂うまでもなく、複数の契約が結合することにより単一の経済メカニズムを構築することにより生じる、結合取引に特有の問題である。そして、それはユーザーによるサプライヤーに対する直接請求の問題に止まらない。この直接請求権の行使が肯定されるにしても、仮にサプライヤーがその債務履行を怠った場合には、果たしてユーザーがリース会社に対して金銭支払債務の履行を拒むことができるかという問題をクリアする必要がある。あるいは拒むことができるとして、そのために付加的要件を要しないかを検討する必要があるだろう。一般的に



嶋拓哉, 競業者による複数の不法行為を巡る国際裁判管轄と準拠法, 知的財産法政策学研究, 査読無, 49号, 2017年, 457~468頁

嶋拓哉, 船舶先取特権の準拠法および船舶の物権準拠法, ジュリスト, 査読有, 1506号, 2017年, 123~126頁

嶋拓哉, 訴訟担当の当事者適格と著作権侵害・移転をめぐる準拠法, ジュリスト(平成28年度重要判例解説), 査読有, 1505号, 2017年, 317~318頁

Takuya SHIMA, (Book Review) Saiken/Dousan wo katsuyoushita Kinyuutorihiki to Kokusaishihou by Naoe Fujisawa. Tokyo: Doubunshia, 2014, Japanese Yearbook of International Law, 査読有, 59巻, 2017年, 433~436頁

嶋拓哉, 詐害行為取消権の準拠法, 外国不動産の抹消登記請求と専属管轄条項の関係, ジュリスト, 査読有, 1494号, 2016年, 123~126頁

嶋拓哉, 成年年齢の準拠法-国際養子縁組を題材として, 北大法学論集, 査読無, 67巻3号, 2016年, 842~864頁  
[http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/62952/1/lawreview\\_vol67no3\\_04.pdf](http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/62952/1/lawreview_vol67no3_04.pdf)

嶋拓哉, [紹介] 藤澤尚江著『債権・動産を活用した金融取引と国際私法』, 国際法外交雑誌, 査読無, 114巻4号, 2016年, 158~162頁

嶋拓哉, 競業者による複数の不法行為を巡る客観的併合管轄と準拠法, ジュリスト, 査読有, 1490号, 2016年, 139~142頁

嶋拓哉, 相続財産の構成を巡る法の適用関係, ジュリスト, 査読有, 1485号, 2015年, 139~142頁

嶋拓哉, 選択的連結に対する反致の適用に関する若干の考察, 北大法学論集, 査読無, 65巻5号, 2015年, 1615~1644頁  
[http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/57830/1/lawreview\\_vol65no5\\_12.pdf](http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/57830/1/lawreview_vol65no5_12.pdf)

嶋拓哉, 渉外事案における法定訴訟担当および著作権移転・侵害の準拠法, ジュリスト, 査読有, 1477号, 2015年, 115~118頁

嶋拓哉, 名誉・信用毀損および一般不法行為を巡る法の適用関係と不法行為の国際裁判管轄, ジュリスト, 査読有, 1474号, 2014年, 143~146頁

嶋拓哉, 外国判決の執行判決請求訴訟における相殺抗弁の可否とその準拠法, ジュリスト, 査読有, 1465号, 2014年, 123~126頁

嶋拓哉, 外国倒産手続の承認申立てが競合した場合の優先関係について判断された事例, 判例時報, 査読無, 2205号, 2014年, 151~156頁

嶋拓哉, 物的権利関係の準拠法と運送証券の発行, 北大法学論集, 査読無, 64巻5号, 2014年, 391~430頁  
[http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/54537/1/HLR64-5\\_006.pdf](http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/54537/1/HLR64-5_006.pdf)

嶋拓哉, ヒマラヤ条項に基づく専属管轄合意の援用, および保険代位の準拠法, ジュリスト, 査読有, 1454号, 2013年, 118~121頁

[学会発表](計7件)

嶋拓哉, 船舶先取特権の準拠法および船舶の所在地法, 渉外判例研究会, 2016年12月10日, 学習院大学(東京都豊島区)

嶋拓哉, 詐害行為取消権の準拠法, 渉外判例研究会, 2015年12月12日, 学習院大学(東京都豊島区)

嶋拓哉, 欧州での商標登録等を巡る不法行為の国際裁判管轄と準拠法, 渉外判例研究会, 2015年7月11日, 学習院大学(東京都豊島区)

嶋拓哉, 相続財産の構成を巡る法の適用関係, 渉外判例研究会, 2015年5月9日, 学習院大学(東京都豊島区)

嶋拓哉, 渉外事案における法定訴訟担当および著作権移転の準拠法, 渉外判例研究会, 2014年10月18日, 学習院大学(東京都豊島区)

嶋拓哉, 名誉・信用毀損および一般不法行為を巡る法の適用関係と反訴の国際裁判管轄, 渉外判例研究会, 2014年7月19日, 学習院大学(東京都豊島区)

嶋拓哉, 外国判決の執行判決付与請求訴訟における相殺抗弁の可否とその準拠法, 渉外判例研究会, 2013年11月16日, 学習院大学(東京都豊島区)

[図書](計3件)

櫻田嘉章, 佐野寛, 神前禎(以上, 編著者), 嶋拓哉, 織田有基子, 国友明彦, 高杉直, 長田真里, 林貴美, 釜谷真史, 北澤安紀, 中野俊一郎, 樋爪誠, 有斐閣, 演習国際私法 CASE30, 2016年, 319頁(86~97頁, 109~120頁)

国際家族法実務研究会編，早川眞一郎代表，  
嶋拓哉ほか，新日本法規出版，問答式国際家  
族法の実務，2016年，865ノ12ノ1～865ノ  
12ノ10頁（本書は加除式書籍のため全体の  
頁数は不明）

松本恒雄，齋藤雅弘，町村泰貴（以上，編  
者），嶋拓哉，大澤彩，夏井高人，杉浦宣彦，  
鹿野菜穂子，鈴木正朝，横山哲夫，弘中絵里，  
壇俊光，高木篤夫，足立珠希，勁草書房，電  
子商取引法，2013年，501頁（200～241頁）

〔産業財産権〕

出願状況（計0件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

なし

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

嶋 拓哉（SHIMA, Takuya）  
北海道大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：80377613

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし

### (4) 研究協力者

なし